

再エネ設備導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、光熱費の高騰に直面する家庭のエネルギーコストの削減を推進するため、個人が行う太陽光発電設備及び蓄電池を設置する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「国規則」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「県規則」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和5年11月29日府地創第327号。以下「国制度要綱」という。）その他法令等の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「太陽電池モジュール」とは、太陽の光エネルギーを電気に変換する装置をいう。
- (2)「太陽光発電設備」とは、太陽電池モジュール及び太陽電池モジュールにより発電した電力を供給する装置並びにこれらに附属する装置の総体をいう。
- (3)「蓄電池」とは、充電によって繰り返し使用することができる電池及びこれに附属する装置の総体をいう。
- (4)「住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項に規定する住宅をいう。
- (5)「既存住宅」とは、住宅のうち、建設工事の完了の日から起算して1年を経過した建築物をいう。
- (6)「発電出力」とは、太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方であって、kW単位で小数点以下を切り捨てた値をいう。
- (7)「蓄電容量」とは、蓄電池の定格容量であって、kWh単位で小数点以下を切り捨てた値をいう。
- (8)「建築物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (9)「契約等」とは、補助対象設備に係る契約、発注、支払い、工事着手その他これらに類する行為をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 山梨県内に居住する者であること。
- (2) 県税の滞納がない者であること。

- (3) 山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）に規定する暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1に掲げる全ての要件を満たす太陽光発電設備又は蓄電池（以下「補助対象設備」という。）を県内の既存住宅に導入する次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 太陽光発電設備を購入により設置する事業
- (2) 既に設置された太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業
- (3) 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と組み合わせて使用する蓄電池を購入により設置する事業

2 前項に定めるもののほか、補助対象事業は、交付決定のあった日（以下「交付決定日」という。）以降に補助対象設備に係る契約等を行い、令和8年2月13日までに設置を完了するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、本補助金の交付対象外とする。

- (1) 中古品の設置、予備品の設置、修繕その他これらに類する事業
- (2) 技術開発、実証実験その他これらに類する事業
- (3) 関係法令、ガイドライン等を遵守しない事業
- (4) 交付決定前に契約等を行う事業
- (5) 国の補助金を受給している事業
- (6) その他補助金の趣旨及び交付の目的に照らして知事が適当でないと認める事業

（補助対象設備の設置場所）

第5条 補助対象設備の設置場所は、補助対象者が居住する山梨県内の既存住宅とする。この場合において、太陽光発電設備については、当該住宅の屋根上に設置するものとし、やむを得ない理由により当該住宅の屋根上に設置できない場合は、知事の承認を得た上で、その敷地内に所在する建築物に設置することができるものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の交付額（以下「補助額」という。）は、別表第2に掲げる方法で算出するものとし、予算の範囲内で交付する。

（補助金の交付の申請）

第7条 補助対象者は補助金の交付を受けようとするときは、再エネ設備導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に別表第3に定める関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 交付申請書の提出状況において、申請額の合計が予算の上限に達した場合には、前項の

規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

（補助金の交付の決定）

第8条 知事は、前条の規定による交付申請書を審査した結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で交付決定を行い、再エネ設備導入支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助金交付の条件等）

第9条 前条に規定する補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）補助対象者は、補助事業の内容を変更・廃止しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更等承認申請書（様式第3号）に別表第4に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
- （2）補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- （3）前各号に掲げる事項のほか、補助事業の実施に当たりこの要綱その他法令及び条例等の規定を遵守すること。
- （4）前条の通知の受領後、県が本事業の実施状況に関する情報を公表することについて承諾すること。

2 知事は、前項第1号に規定する補助金交付変更等承認申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更等承認通知書（様式第4号）により、補助対象者に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 補助対象者は、交付決定を受けた補助対象事業を完了したときは、補助対象事業を完了した日から起算して1箇月を経過した日又は令和8年2月25日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第5号）に別表第5に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 補助金は、前条の補助金の額の確定後に、精算払により支払うものとする。

（補助金の交付決定の取消等）

第13条 知事は、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は

一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助対象者がこの要綱の規定に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わない場合
- (2) 補助対象者が補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象者が補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

第14条 知事は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第18条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(補助対象事業の検査等)

第16条 知事は、補助対象事業の適正を期するために必要があるときは、補助対象者に対し報告を求め、又は職員を立ち入らせ、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

- 2 知事は、前項の検査により、補助金適正化法、補助金適正化法施行令、国規則、県規則、国制度要綱又はこの要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、補助対象者に対し、適合させるための措置をとることを命ずることができるものとする。

(取得財産の管理)

第17条 補助対象者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円を超える機械、器具その他の財産（以下「処分制限財産」という。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間（処分制限期間）内において、補助金の交付の目的に反して処分する（使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）ときは、あらかじめ知事に財産処分承認申請書（様式第7号）を提出し、承認を得なければならない。

- 2 知事は、補助対象者が処分制限財産を処分することにより利益（当該処分により得た収

入から補助対象経費及び必要経費を差し引いた上で生ずる残額)が生じたときは、交付した補助金の範囲内でその利益の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(調査等への協力)

第19条 補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後においても、本補助金の事業効果等の把握のために必要となる調査その他知事が必要と判断して行う調査等について、知事に協力しなければならない。

2 補助対象者は、前項の規定に基づく調査等の結果について、補助対象設備の種類、発電出力又は蓄電容量等を知事が公表しようとするときは、これに協力するものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和5年2月28日から施行し、令和4年9月1日から適用する。

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、令和6年1月12日から施行する。ただし、改正前の再エネ設備導入支援事業費補助金交付規則に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和7年3月17日から施行する。ただし、改正前の再エネ設備導入支援事業費補助金交付規則に基づき交付決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表第 1 補助対象設備の要件（第 4 条関係）

補助対象設備	要件
太陽光発電設備	1 未使用品であること 2 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること 3 発電した電気の一部又は全部を補助対象者の居住する住宅において使用するもの 4 発電出力が 10 kW 未満であること
蓄電池	1 未使用品であること 2 停電時においても電力供給を継続する機能を有していること 3 太陽光発電設備と接続され、太陽光発電設備により発電される電力を充放電できるものであること 4 蓄電容量が 4 kWh 以上であること 5 国が行う戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業の対象製品として登録のあるもの

別表第 2 補助対象経費及び補助額（第 6 条関係）

補助対象経費	補助額
太陽光発電設備	発電出力×3 万円／kW
蓄電池	25 万円／台（定額）

別表第 3 補助金交付申請書（様式第 1 号）の添付書類（第 7 条関係）

番号	添付書類
01	補助対象事業等の要件の確認票
02	チェックリスト
03	住民票の写し（発行日が申請日以前 3 箇月以内でマイナンバーの記載のないもの）
04	暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（様式第 1 号の 2）
05	県税の納税証明書（未納のない証明）（証明日が申請日以前 3 箇月以内のもの）
06	補助対象設備の導入場所の写真
07	補助対象設備の仕様書
08	補助対象事業の見積書
09	設備導入の同意書 ^{※1}
10	その他知事が必要と認める書類

※1 申請者と補助対象設備の導入場所の土地・建物の所有者が、異なる場合に提出すること。

別表第4 補助金交付変更等承認申請書（様式第3号）の添付書類（第9条関係）

番号	添付書類
01	事業計画書（補助金交付申請書（様式第1号）別紙）
02	補助事業の変更等の内容を確認できる書類
03	別表第3の番号01から09までのうち、変更等となる書類

別表第5 補助金実績報告書（様式第5号）の添付書類（第10条関係）

番号	添付書類
01	補助対象事業等の要件の確認票
02	チェックリスト
03	補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
04	補助対象設備の導入場所の写真
05	補助対象設備が未使用品であることが分かる保証書等の写し ※メーカー保証書等の発行期間を要する場合等は、補助事業に係る契約を締結した事業者等が、補助対象設備が未使用品であることを証する書面を作成し添付することにより、これに代えることができる。
06	補助対象事業を実施したことを証する書類（納品書等の写し）
07	契約関係書類（工事請負契約書等）の写し
08	補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書等）
09	補助対象事業の支払を明らかにする書類（領収書等）の写し
10	補助金の振込先が分かる書類（通帳等の写し）
11	その他知事が必要と認める書類